

3 「公共関与最終処分場・クローズド型」に係る環境保全協定締結について

1 公共関与最終処分場の必要性

私たちの生活を支える様々な事業活動から発生する産業廃棄物は、排出抑制、再利用、リサイクルなど、いわゆる「3R」を積極的に実践しても、わずかではありますが、最終処分場で埋め立てせざるを得ないものが残ります。

産業廃棄物は、排出事業者処理が原則ですが、施設の安全性への不安などから、最終処分場が立地する地域の皆様から理解を得ることが難しく、新規の最終処分場の立地が進まないのが現状です。

このような現状を踏まえて、平成15年3月に策定した「熊本県産業廃棄物公共関与基本計画」に基づき、民間を補完する観点から、公共（県）が主体的に関与して産業廃棄物最終処分場の整備に取り組むこととしました。



全体イメージ図

公共関与最終処分場は、産業廃棄物の安定的な処理体制を確保し、県民の生活環境の保全と県内の経済活動の維持促進を図るためのインフラとして整備するものです。

2 環境保全協定の締結

平成18年3月に、客観的な評価項目に基づき、県の総合的な判断により、「南関町」を建設予定地として決定いたしました。以来、環境アセスメント手続きなど、機会を捉えて地元の皆様に公共関与最終処分場の必要性や安全性を説明し、建設への理解を求めて参りましたが、地元の皆様からは施設の安全性へのご不安などから、「なぜここなのか」との思いや建設反対に関する数多くのご意見が出されました。

そうした中で、平成22年9月に、住民の皆様のご心配やご不安にできる限りお応えするために、今考えられる最大限の知識と技術を活用し、極限まで施設の安全性を追求した「クローズド・無放流型」の施設構造とすることを決定、同年11月には南関町と和水町の住民説明会に知事が直接伺い、住民の皆様には処分場の必要性や安全性を説明し、理解を求めま

した。その後も、南関町内で開催されたまちづくり懇談会などを通じて継続的に事業への理解を求めて参りました。

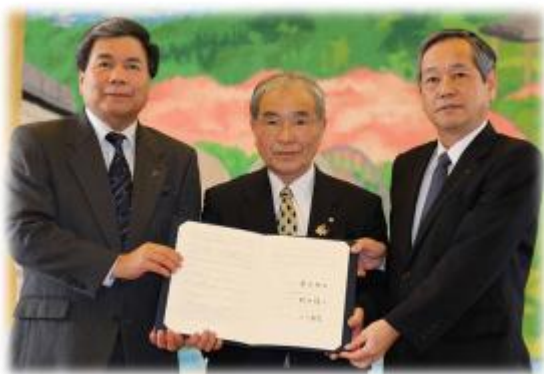
このような取組を経て、地元の皆様に苦渋のご決断をいただき、平成 23 年 8 月に南関町と、11 月に和水町とそれぞれ、県及び財団法人熊本県環境整備事業団（以下「事業団」という）の三者により、「熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定」を締結しました。

この基本協定に基づき平成 25 年 3 月に、「熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定」を同じく三者で締結しました。

3 環境保全協定の主な内容

基本協定の第 5 条（環境保全協定）、第 6 条（地域振興策）、第 7 条（監視委員会）の規定に基づいて必要な事項を取り決めています。

1. 受入廃棄物の種類に関する事など。
2. 事業団による環境保全措置の実施、周辺環境調査の実施及び結果の公表。
3. 県による立入検査及び廃止後の環境監視。
4. 県、事業団及び町による地域振興策の実施。
 - (1) 「クローズド・無放流型」の施設構造や漏水を防止するための多重の遮水構造など全国のモデルとなるような安全な施設の建設及び運営。
 - (2) 処分場自体を地域に役立つ施設として整備し、地域の魅力アップや地域の安全確保のため道路整備を実施するなどの、処分場を中心とした地域の振興。
5. 地元代表、町及び県による安全推進委員会の設置。



(南関町締結式)



(和水町締結式)